

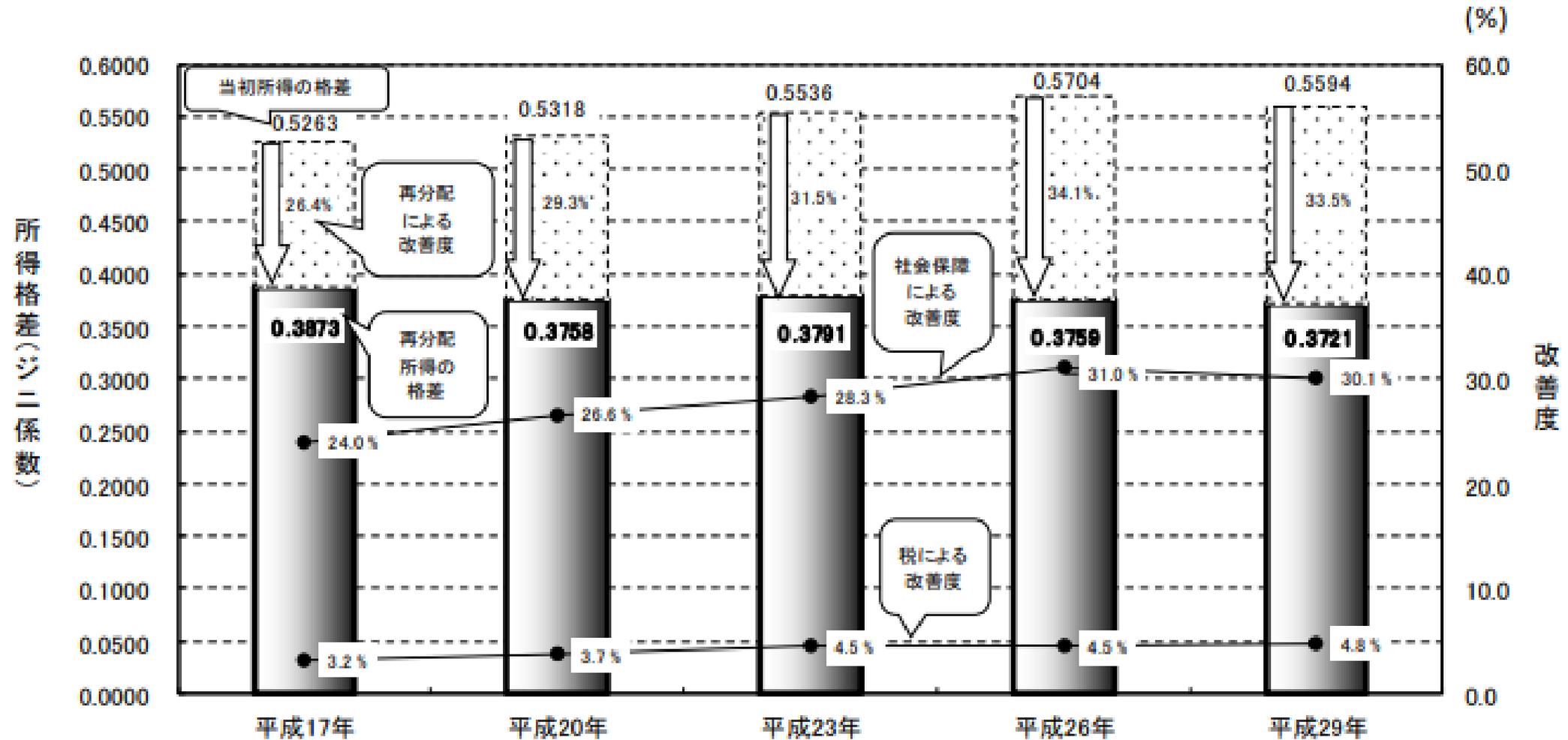
コロナ後の税制改革 —日本の所得格差・資産格差は改善されるのか

2021年3月23日 フォーリンプレス講演資料
東京財団政策研究所研究主幹 森信茂樹

本日の話の概要

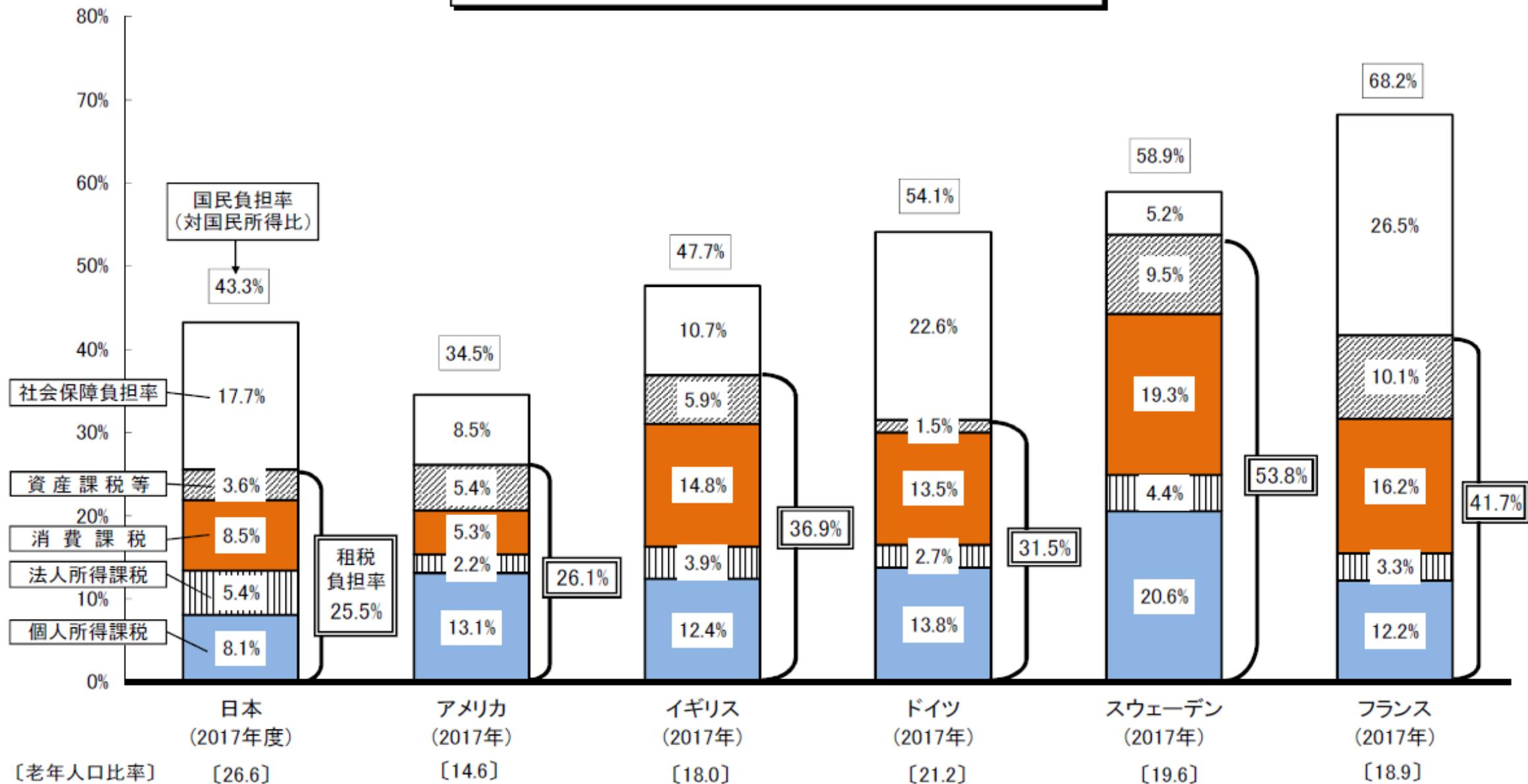
- 格差の拡大は世界的な問題。わが国でも、高齢化、AIの発達などで今後格差はますます深刻になる。政府税制調査会も与党税制改正大綱も所得再分配強化をうたっているが、本格的な格差是正政策はとられていない。
- その理由は、公式統計ではここ数年、当初所得ベースでも再分配後でも格差は縮小（これまでの当初所得ベースでの格差拡大は高齢化）していること、他の先進国と比べて格差が小さいことにある。
- それにもかかわらず国内には格差拡大の声がある。さらなる問題は、教育環境などを通じ、格差が世代を超えて固定化すること。階層社会。アネクドータルに「上級国民」
- 背景としては、相対的貧困率の上昇、世代間の大きな格差などがある。
- そこで家計調査から所得・資産分布を計算すると、アベノミクス期にトリクルダウンは生ぜず、所得・資産ともに中間層の2分化が進んだことがわかる。
- わが国の再分配は、税制より社会保障で行われる比率が高い。とりわけ勤労世代から社会保険料を徴収しそれを高齢世代の支給に回す年金等の社会保険制度（賦課制度）で再分配が行われている。それは、高所得・低所得を含む全勤労者の負担で、高所得・低所得高齢者へ給付するという流れで、「高所得から低所得へ」という適切な再分配を妨げている。そこへメスを入れることが今後の政策課題。
- 税制では、（高齢者に偏る）金融所得課税、年金課税、給与所得課税の見直しによる所得税の充実が必要。
- またわが国で独自に進化した相続税も充実させていく余地がある。
- 税制だけでは格差是正は不十分で、税と社会保障を一体的に見直す必要がある。消費税率を引上げ、その財源でフリーランスを含む中低所得勤労者を支援する「給付付き税額控除制度」を創設することが必要。
- そのためには、デジタルを活用したリアルタイム情報制度を導入することが必要。

図3 所得再分配によるジニ係数の変化



出典：厚生労働省国民生活基礎調査

国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較

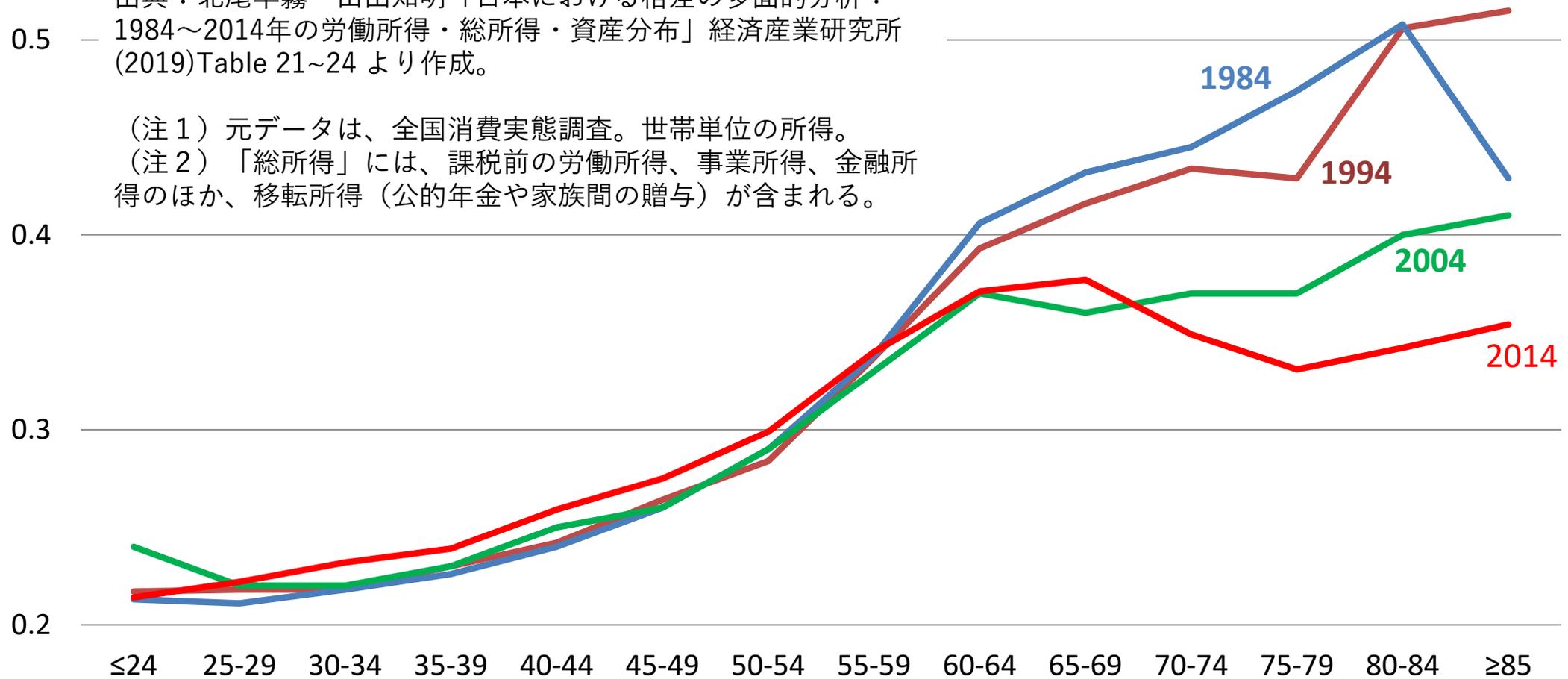


(注) 1. 日本は平成29年度(2017年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2018"及び同 "National Accounts"による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

年齢階級別格差(総所得のジニ係数)の推移

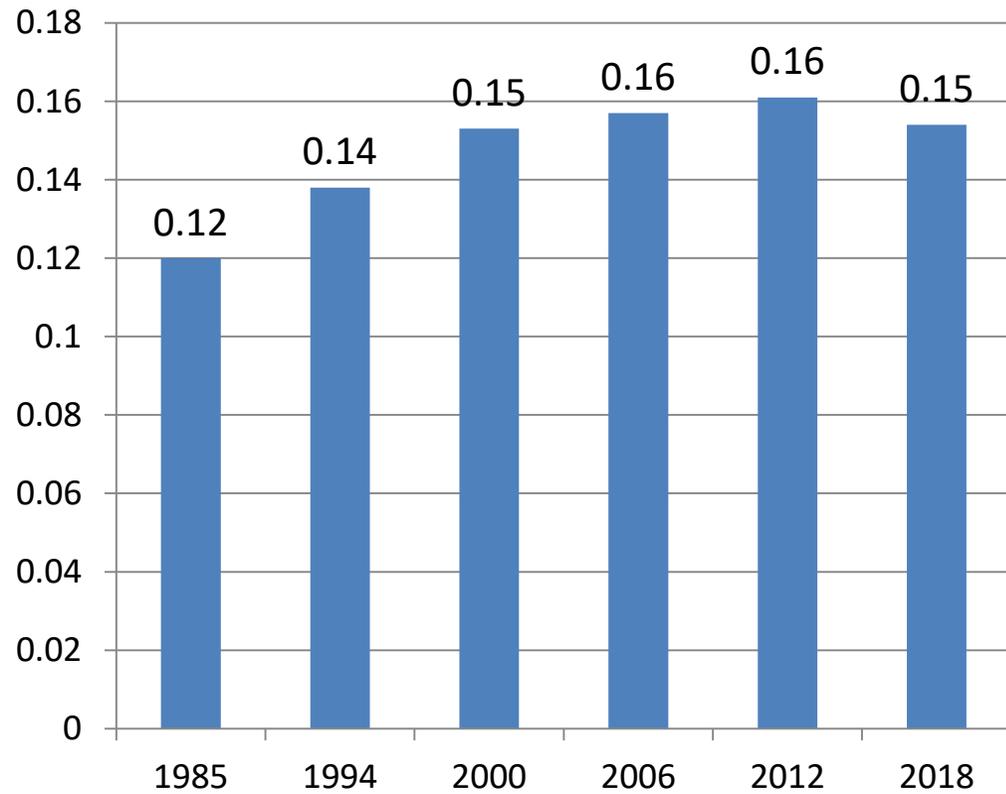
出典：北尾早霧・山田知明「日本における格差の多面的分析：1984～2014年の労働所得・総所得・資産分布」経済産業研究所(2019)Table 21~24 より作成。

(注1) 元データは、全国消費実態調査。世帯単位の所得。
(注2) 「総所得」には、課税前の労働所得、事業所得、金融所得のほか、移転所得(公的年金や家族間の贈与)が含まれる。



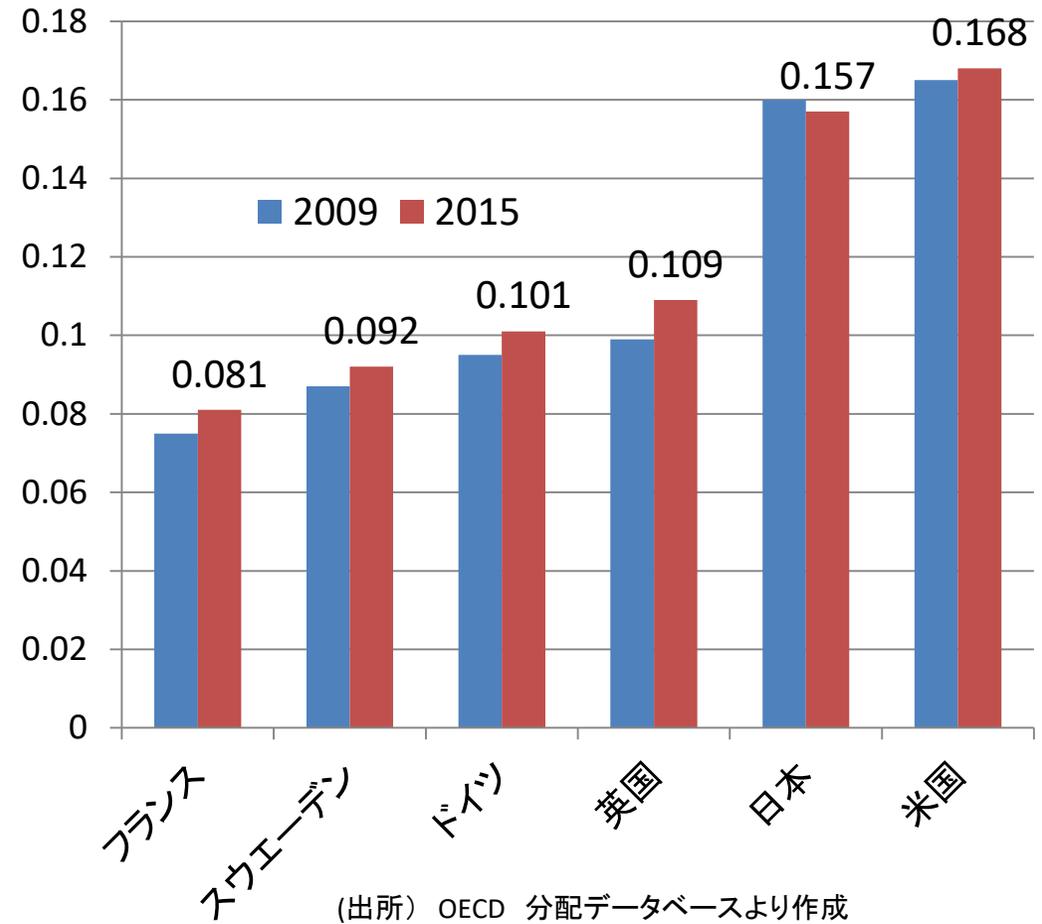
相対的貧困率

相対的貧困率の推移（日本）



(出所) 国民生活基礎調査(2019)より作成

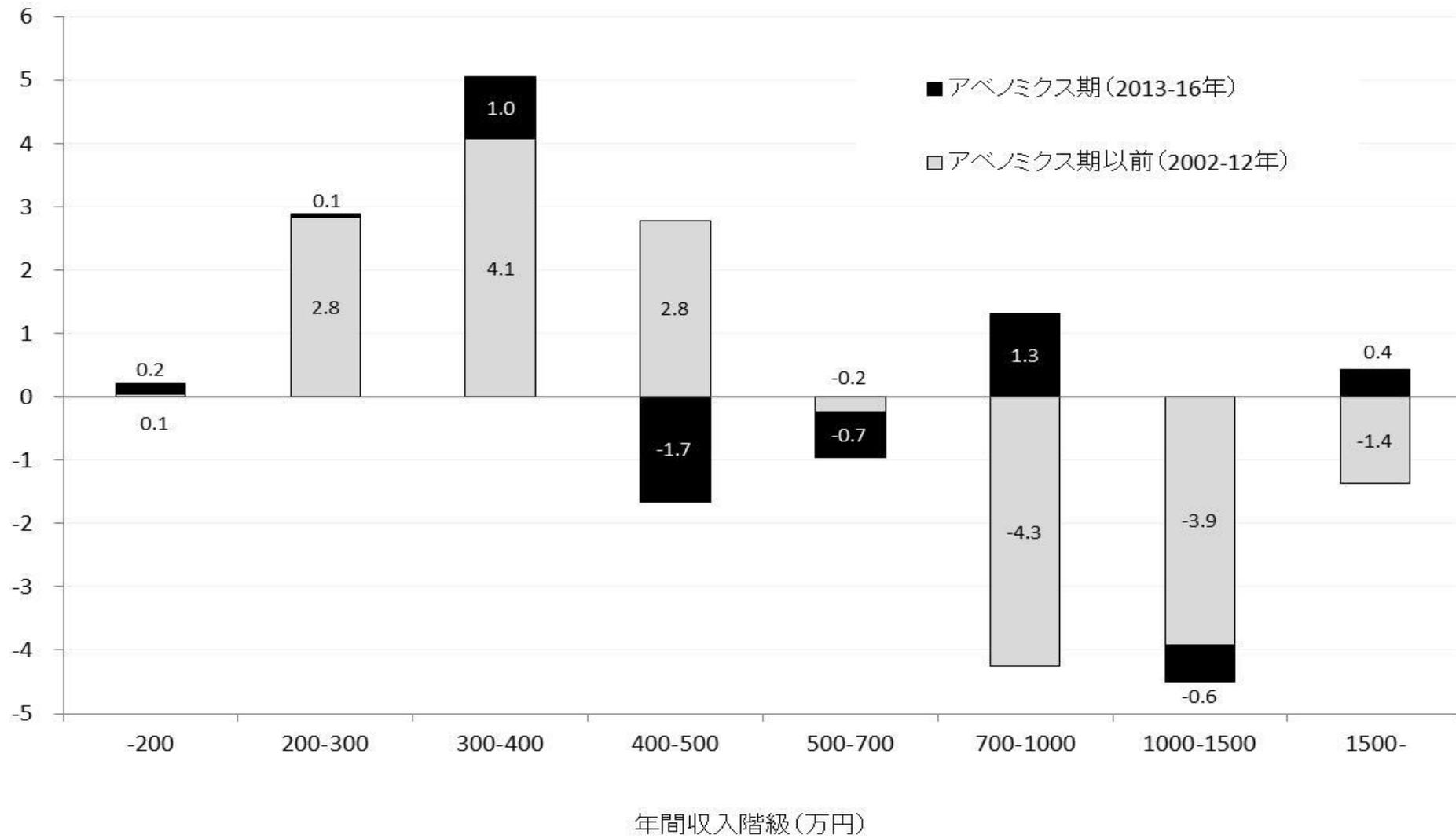
相対的貧困率（国際比較）



(出所) OECD 分配データベースより作成

所得分布の変化

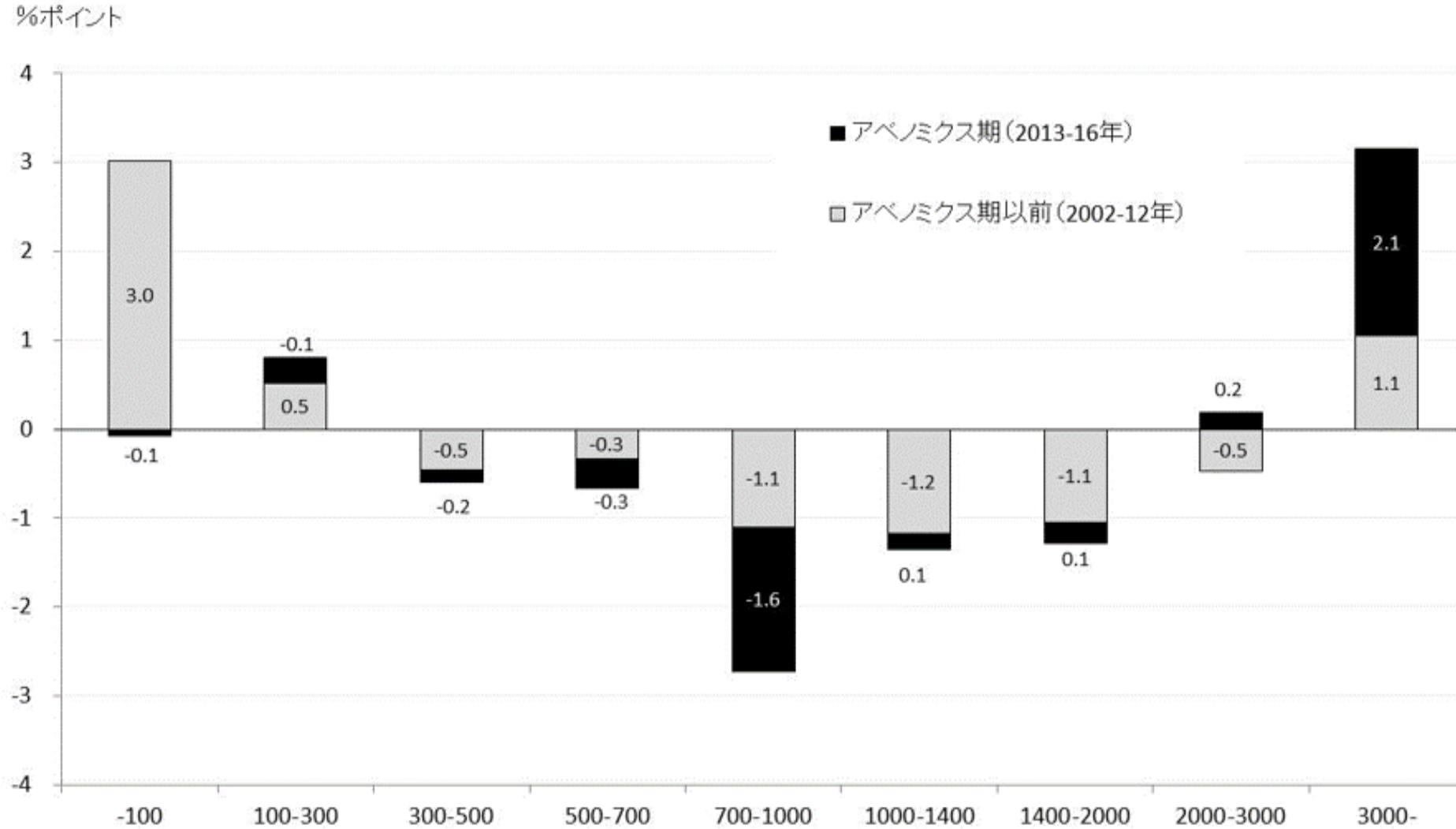
%ポイント



出典：総務省統計局「家計調査」より
一橋大学小塩教授作成

貯蓄分布の変化

貯蓄分布の変化

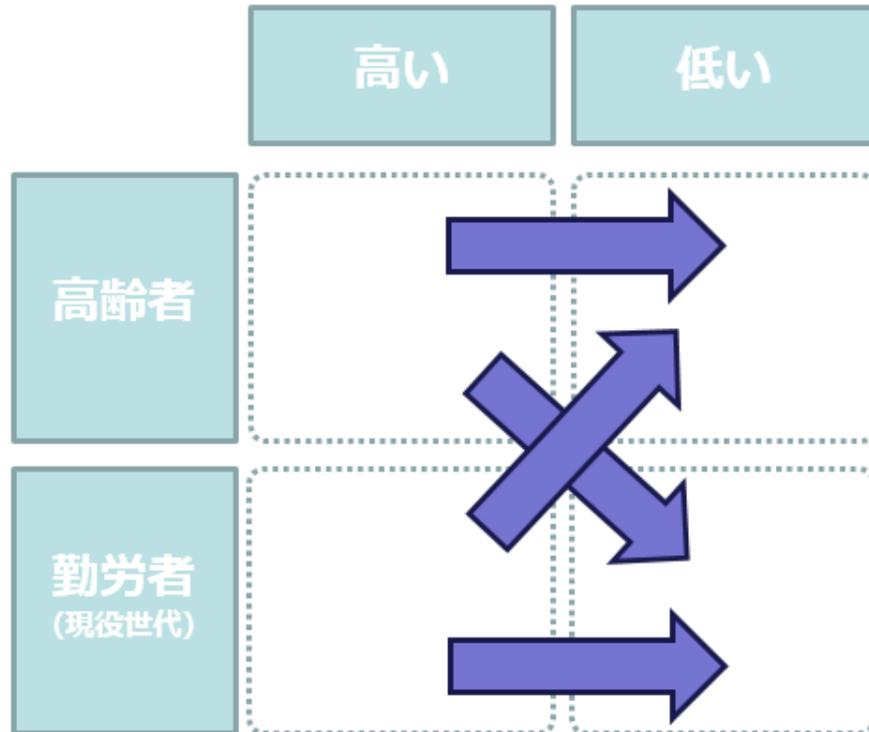


貯蓄残高階級(万円)

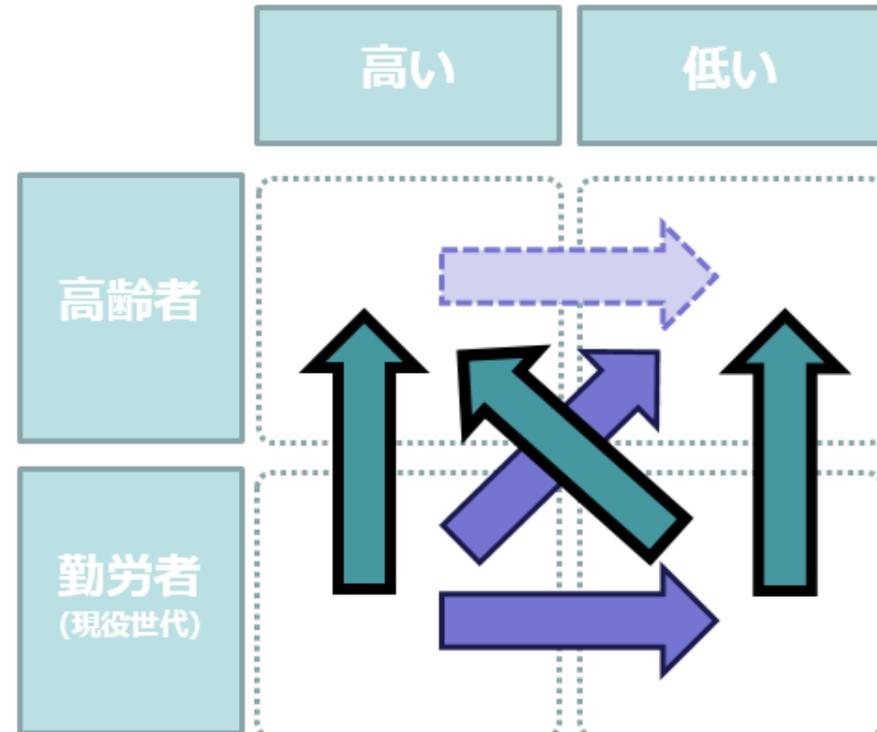
(出所) 総務省統計局「家計調査」より
一橋大学小塩教授作成

「あるべき再配分」が行われていない

あるべき再配分



現 状



具体的な見直し

1) 金融所得税制

金融所得は分離して一律20%（国税15%、地方税5%）で課税。申告所得1億円でピークを付けるバフェット・カーブで、所得再分配機能を弱めている。税率を一律5-10%引き上げる場合、中低所得者には勤労所得以上の増税になるので、何らかの対応が必要。例えばNISAを拡充して中低所得者の金融所得非課税部分を厚くする、一定の金融所得以上の者だけ割増課税(2段階課税)するなどが考えられる。

2) 年金税制

わが国の年金税制は諸外国と比べて緩く（積立時・非課税、給付時・所得控除）、世代間の公平性をゆがめている。

- ・ 勤労所得のある年金受給者は、公的年金等控除と給与所得控除のダブル適用（経費控除の二重取り）
- ・ 対象年金の範囲が公的年金に加え3階建ての企業年金(厚生年金基金等)にも適用。

3) 給与所得控除の上限引下げ

給与所得控除は、給与所得者の経費の概算控除であるが、年収850万円で195万円の控除となるなど諸外国と比較して高水準。（米国の概算控除は140万円、フランスは85万円）

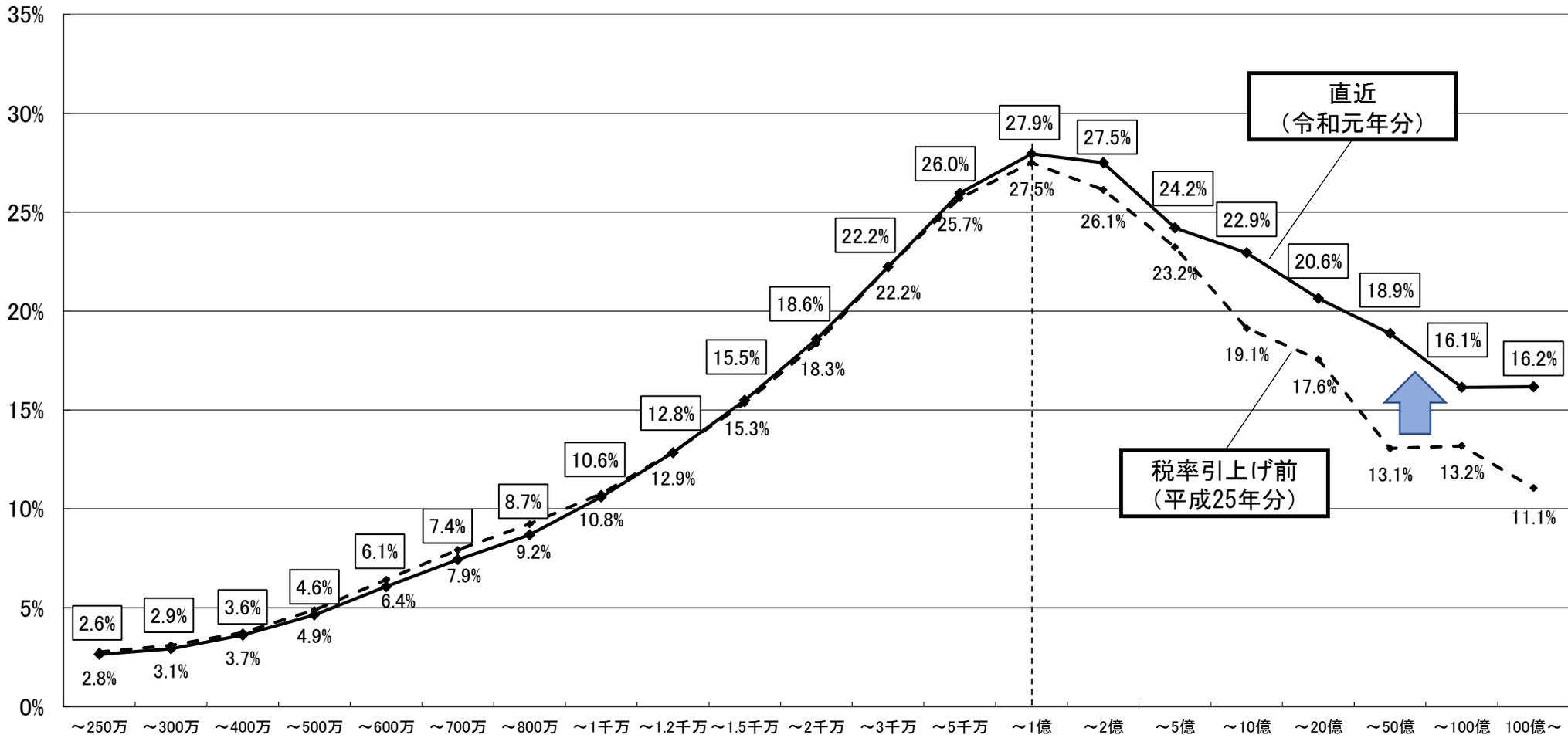
4) 相続税の強化。富裕税は資産評価など課題が多い

5) フリーランス・ギグ・エコノミーの拡大への対応。フリーランスの税制は給与所得者に比べて不利。

マイナンバーを活用し、預貯金口座にも付番し、公平な税制の構築を。

申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。

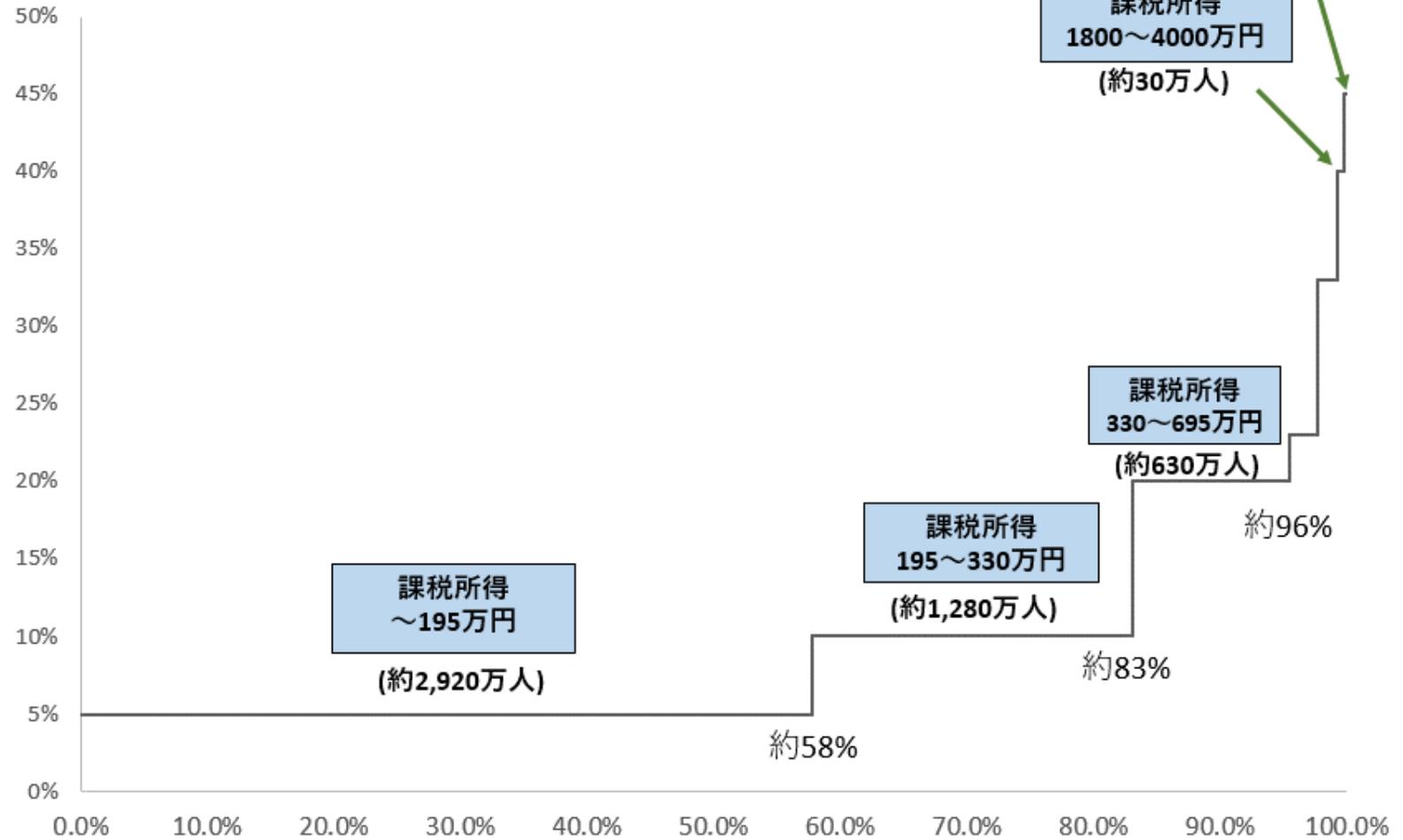


(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。 (合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。
 また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

所得税・適用税率別の納税者割合

限界税率

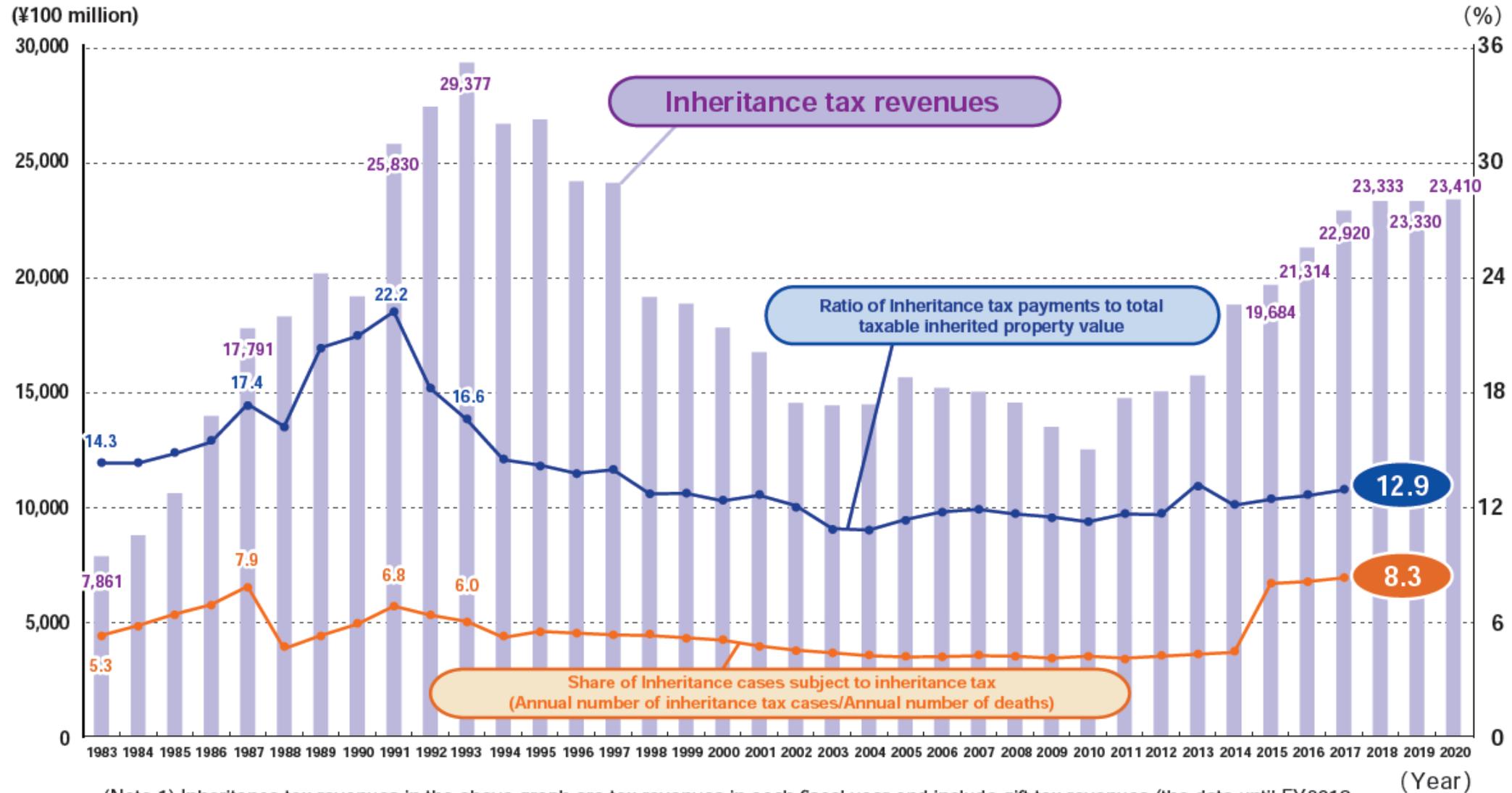


財務省資料を筆者が加工

相続税

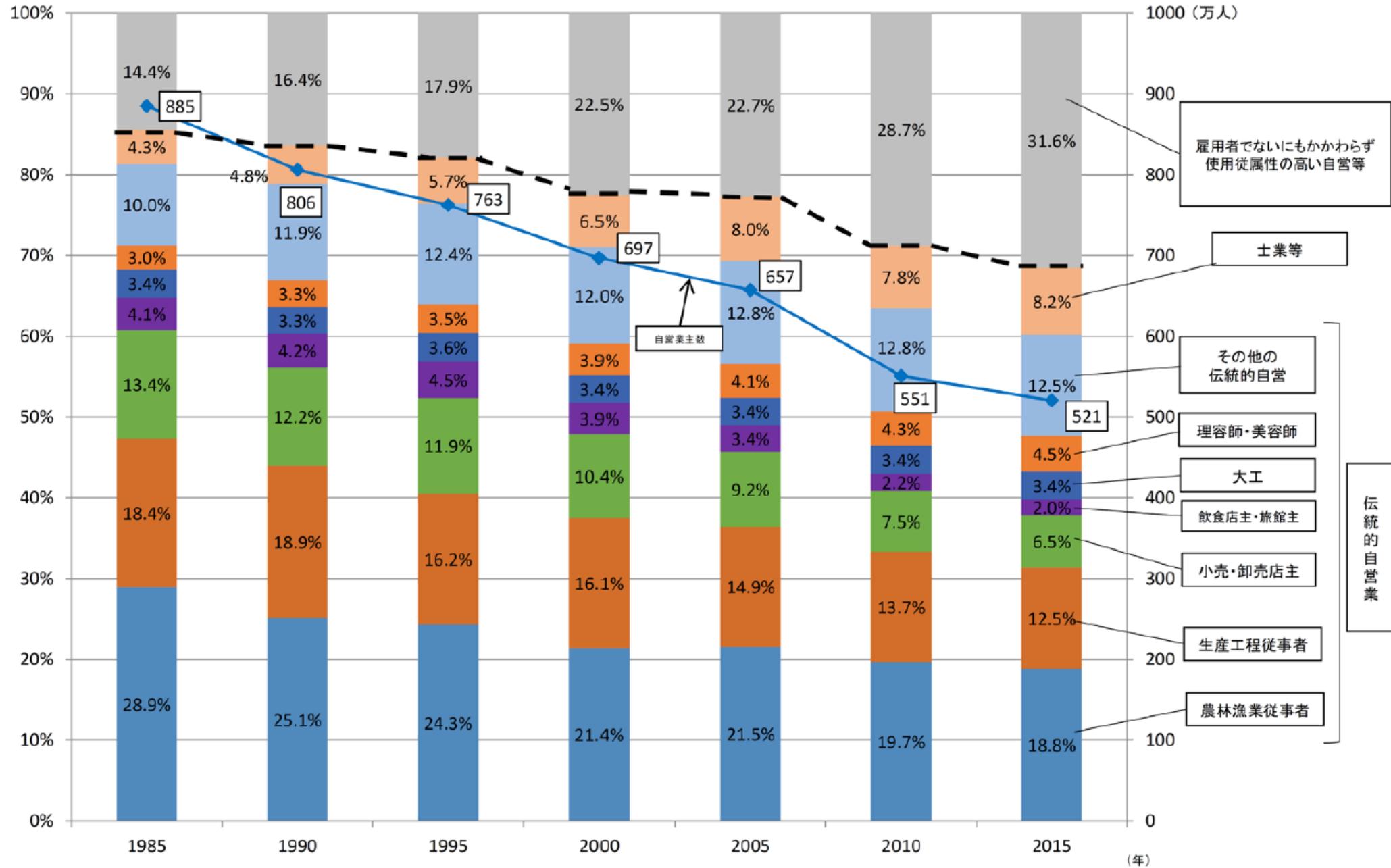
- わが国の相続税は、先進諸国と異なり、資産格差是正だけでなく、高齢化に伴う介護費用などの社会化を死亡時に清算するという考え方として独自に進化した。
- 2015年に大幅に拡充し、死亡者100人に8件の相続税が課税されている。この検証をしながらさらなる拡充を。

Changes in Share of Inheritance Cases subject to Inheritance Tax, Ratio of Tax Payments to Total Taxable Inherited Property Value and Inheritance Tax Revenues



(Note 1) Inheritance tax revenues in the above graph are tax revenues in each fiscal year and include gift tax revenues (the data until FY2018 are on a settlement basis, and data in FY2019 is the amount of revised budget, and the data of FY 2020 is on a budgeted basis).

働き方やライフコースの多様化②



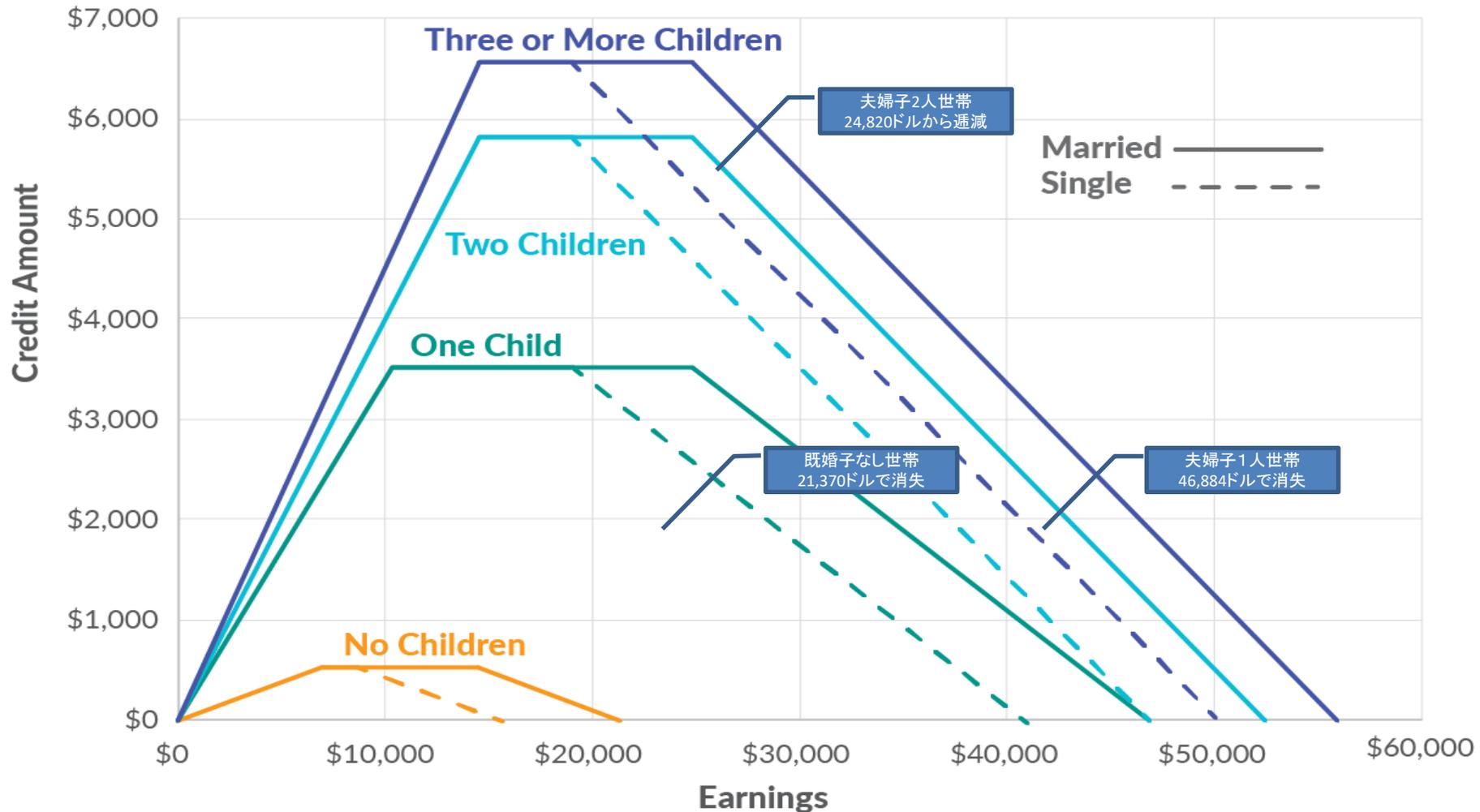
給与所得と事業所得の相違

- 給与所得は、源泉徴収、年末調整、給与所得控除という経費の概算控除がセットとなっており、年末調整の結果多くの給与所得者は税務署に申告をすることが不要とされている。
- 事業所得は、経費の概算控除、源泉徴収制度はなく、自ら申告をする義務を負い、予定納税制度が導入されている。ただし、税理士、弁護士、司法書士などに支払う報酬に対しては、源泉徴収制度が導入されている。
- フリーランス、ギグ・ワーカーなどは事業所得者だが、雇用的自営と呼ばれ、働き方は給与所得者と変わらない。双方の負担のバランスをとる税制の見直しが必要。

米国の給付付き税額控除

The Phase-In and Phaseout of the EITC

Credit Amount by Marital Status and Number of Children



Source: Amir El-Sibaie, "2019 Tax Brackets," Tax Foundation, Nov. 28, 2018.